



第8章
計画を円滑に推進する
ために

計画を円滑に推進するために

(1) 町民への広報、情報提供の推進

町広報やホームページなど様々なメディアを活用し、介護保険制度の周知やサービス利用の手続き等の情報提供に努めます。

また、ゆとろ窓口や地域包括支援センターなどで各種資料を配布すると共に、あらゆる機会を通じて、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、町内会など地域の中核となる関係者にわかりやすく情報を提供することで、人を介して町全体に浸透するような、きめ細かな情報提供を展開します。

(2) 計画の推進管理

本計画の推進にあたっては、(仮称)当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況報告と意見交換を実施し、高齢者施策の総合的・計画的な推進に努めます。

(3) 町民・関係機関等との連携及び協働の推進

地域社会において高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実と共に、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

町民との協働によるまちづくりを推進するためにも、町民が主体となったボランティア団体やNPO法人等の活動を支援すると共に、関係機関と密接な連携体制を築き、当別町全体としての地域ケア体制づくりを推進します。